

PCB廃棄物特別措置法改正について

PCB廃棄物については、确实かつ適正な処理が行われていますが、とりわけ、処理期限が迫っている高濃度PCB廃棄物に関しては、未だ処理業者であるJESCOに処分委託していない事業者や現在も高濃度PCB使用製品を使用している事業者が見受けられるなど法律に定められた処理期限内の適正処理が危ぶまれる状況にあります。

このため、期限内適正処理を強力に推進するため、PCB廃棄物特別措置法が改正されましたので、その概要をお知らせします。

ついては、**改めて貴社事業場内のPCB廃棄物及びPCB使用製品に関する状況を確認し、確実に期限内処理が完了するよう必要な手続きをお願いします。**

PCB廃棄物特別措置法改正概要

1 処分期間の明確化

○高濃度PCB廃棄物（JESCO北九州事業所で処理）

- ・トランス・コンデンサ等 平成30年3月31日
- ・安定器等 平成33年3月31日

○低濃度PCB廃棄物 平成39年3月31日

2 期間内処分の徹底

○改善命令・行政代執行規定の新設

- ・期間内に処分しない者に適用（命令違反は、3年以内の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が適用）

○報告徴収・立入検査対象の拡大

- ・保管事業者に加え、疑いがある者も対象に追加

PCB廃棄物特別措置法改正概要

3 届出関係

○処分終了に係る届出規定の新設

- ・ これまで、PCB廃棄物保管事業者に対し、毎年度、6月末までに県内各保健所又は松山市に前年度末現在の保管状況等に係る届出が義務付けられていました。今回、新たに、保管する全てのPCB廃棄物の処分を終えた者に対して、処分終了の届出が義務付けられました。
- ・ なお、処分終了届出は、濃度区分ごとに実施することとされているため、保管する全ての高濃度PCB廃棄物の処分が終了した時及び保管する全ての低濃度PCB廃棄物の処分が終了した時に届出が必要です。

PCB廃棄物特別措置法改正概要

4 PCB使用製品への対応

○定義規定の新設

- ・ PCB使用製品を所有する者を所有事業者と定義

○所有事業者に係る規定の新設

- ・ 高濃度PCB使用製品の期間内廃棄
- ・ 期間内未廃棄の高濃度PCB使用製品は、廃棄物とみなし、同法及び廃棄物処理法の規定を適用
- ・ 高濃度PCB使用製品も同法に基づく届出を義務化

○電気工作物の対応

- ・ 電気事業法上の電気工作物については、使用中の工作物を含めPCB廃棄物特別措置法と同じ処理期限内の処理を義務付け（電気事業法で対応）